

勢多川漁業協同組合の遊漁規則変更認可について

1 変更の内容

- ・遊漁承認証のオンラインシステムでの販売および遊漁料金の変更に合わせて、関係条項を次の通り改める。

遊漁料の額および納付方法、遊漁承認証に関する事項（関係部分抜粋）

新	旧																								
（遊漁料の額及び納付方法） 第6条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒または肢体不自由者のときは、同表に掲げる額の二分の一に相当する額とする。 <table><tr><th>魚種</th><th>漁具・漁法</th><th>遊漁料</th></tr><tr><td>あまご いわな にじます</td><td>竿釣</td><td>日券 解禁日から期間中 2,200 円</td></tr></table> 2 遊漁料の納付は、次の表に掲げる場所または組合が指定するオンラインシステムにおいてしなければならない。同表以外の当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、第1項に掲げる額に3000円を加算した額とする。 <table><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>電話番号</th></tr><tr><td>勢多川漁業協同組合事務所</td><td>大津市大石富川 岩谷50</td><td>077-546-4746</td></tr></table> （遊漁承認証に関する事項） 第7条 第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む）を遊漁者に交付するものとする。 （1）承認を受けた者の氏名、住所 （2）承認期間 （3）魚種 （4）漁具・漁法 （5）遊漁区域	魚種	漁具・漁法	遊漁料	あまご いわな にじます	竿釣	日券 解禁日から期間中 2,200 円	名称	住所	電話番号	勢多川漁業協同組合事務所	大津市大石富川 岩谷50	077-546-4746	（遊漁料の額及び納付方法） 第6条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒または肢体不自由者のときは、同表に掲げる額の二分の一に相当する額とする。 <table><tr><th>魚種</th><th>漁具・漁法</th><th>遊漁料</th></tr><tr><td>あまご いわな にじます</td><td>竿釣</td><td>日券 解禁日から期間中 3,000 円</td></tr></table> 2 遊漁料の納付は、次の表に掲げる場所においてしなければならない。同表以外の当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、第1項に掲げる額に3000円を加算した額とする。 <table><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>電話番号</th></tr><tr><td>勢多川漁業協同組合事務所</td><td>大津市大石富川 岩谷50</td><td>077-546-4746</td></tr></table> （遊漁承認証に関する事項） 第7条 第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。 （1）承認を受けた者の氏名、住所 （2）承認期間 （3）魚種 （4）漁具・漁法 （5）遊漁区域 （6）遊漁料の額	魚種	漁具・漁法	遊漁料	あまご いわな にじます	竿釣	日券 解禁日から期間中 3,000 円	名称	住所	電話番号	勢多川漁業協同組合事務所	大津市大石富川 岩谷50	077-546-4746
魚種	漁具・漁法	遊漁料																							
あまご いわな にじます	竿釣	日券 解禁日から期間中 2,200 円																							
名称	住所	電話番号																							
勢多川漁業協同組合事務所	大津市大石富川 岩谷50	077-546-4746																							
魚種	漁具・漁法	遊漁料																							
あまご いわな にじます	竿釣	日券 解禁日から期間中 3,000 円																							
名称	住所	電話番号																							
勢多川漁業協同組合事務所	大津市大石富川 岩谷50	077-546-4746																							

(6) 遊漁料の額 (7) 注意事項 (8) その他参考となるべき事項 (9) 発行者名 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、又は漁場監視員において行うものとする。 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。	(7) 注意事項 (8) その他参考となるべき事項 (9) 発行者名 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、又は漁場監視員において行うものとする。 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
---	--

2 変更を必要とする理由

ア オンラインシステムの導入

- ・遊漁者が遊漁承認証を時間、場所を選ばず購入でき、組合においても遊漁者の管理を円滑に行えるようにするため。

イ 遊漁料金の変更

- ・遊漁料金の値下げにより遊漁者数(新規およびリピーター)の増加を目指す。

3 変更の妥当性

ア オンラインシステムの導入

- ・遊漁者の利便性の向上および組合事務の効率化のため、遊漁承認証のオンラインシステム導入にかかる関係条項の整理である。

イ 遊漁料金の変更

- ・遊漁料金を変更するにあたっては、漁場を管理する漁業協同組合の収入と支出を勘案し、遊漁者が本来負担すべき金額と実際の遊漁料金を比較して、遊漁者に過度な負担を求めるものでないかを判断する。
- ・別紙の計算式により、遊漁者が負担すべき最も安い日券の金額は3,512円となった。
- ・新料金は2,200円であり、上記の3,512円を下回っていることから、遊漁者に過度な負担を求めるものではないと判断された。

■遊漁料金の妥当性の判断(勢多川漁業協同組合)

$$\text{遊漁者負担額}(X) = (1-A/F) * \{ C/a + D/(a+b) + E/(a+b/2) \}$$

記号	項 目
A	増殖事業外収入
a	遊漁者数
b	漁業者数
B	増殖受益人員
C	遊漁者のみが負担する経費
D	遊漁者と漁業者が同等に負担する経費
E	遊漁者と漁業者が利用度(2:1)に応じて負担する経費
F	増殖事業支出

- 増殖事業にかかる経費を遊漁者数の割合(券販売実績)で配分し、遊漁者負担額を算出。

ただし、E(利用度に応じた負担経費)は放流経費割合で配分。

(券販売実績等からみた遊漁者1人当たりの負担相当額)

		全体	溪流
遊漁者数割合		1.0	1.00
放流経費割合		1.0	1.00
増殖事業外収入	A	¥2,421,784	2,421,784
増殖受益人員(a+b)	B	458.33	458
遊漁者のみ負担経費	C	¥954,162	954,162
同等負担経費	D	¥1,735,089	1,735,089
利用度に応じた負担経費	E	¥1,331,105	1,331,105
増殖事業支出(C+D+E)	F	¥4,020,356	4,020,356
(1-A/F)	=	0.397619514	
遊漁者	a	451	451
漁業者	b	8	8
C/a		¥2,117	¥2,117
D/(a+b)		¥3,786	¥3,786
E/(a+b/2)		¥2,929	¥2,929
遊漁者負担額	X	¥3,512	¥3,512

- 上記の遊漁者の負担額をもとに、妥当な遊漁料金を計算する

遊漁期間中の遊漁者の利用割合	R	新体制の最も低額の券種利用の割合
年券日券比	Y	年券の割合
	Q	最低日券額に対する年券額の比

- 妥当な料金の算出 (券種の区分によって、計算式を変更する必要あり)

遊漁者から得る遊漁料収入

$$aX = R * a * G + Y * a * G * Q$$

最低日額

$$G = X / (R + Y * Q)$$

魚種名		アユ友釣り
最低日券に対する年券の比	Q	0
遊漁者利用割合	R	1.00
	Y	0.00
最低日額	G	¥3,512

【妥当性の判断】

○過去3年間の経費や収入を計算式に当てはめた結果、遊漁者が負担すべき最低日額が3,512円となった。新料金の日券2,200円はその額を下回っているため、料金の変更は妥当である。

このため、今回要望のあった遊漁料金の変更は妥当であると考えられる。